

市内で頑張る中小企業者を応援します！

①新型コロナウイルス感染症対策中小企業者応援給付金

◎対象事業主（次のすべての要件に該当する事業主）

- (1) 市内に事務所または事業所を有する中小企業者であること。
- (2) 新型コロナウイルスの影響を受け、直近1か月の売上高が前年同月等の売上高と比較して50%減少し、かつその翌月の売上高も前年同月等の売上高と比較して50%以上減少することが見込まれること。
- (3) 直近1か月の前年同月等の売上高が30万円以上であること。
- (4) 市内で6か月以上事業を営んでおり、かつ今後事業を営む意思があること。

◎交付額 10万円 ※1事業主あたり1回まで

◎申請方法 裏面に記載

◎申請受付期間 令和2年4月1日～9月30日まで

新規

②新型コロナウイルス感染症対策中小企業者家賃等応援給付金

◎対象事業主（次のすべての要件に該当する事業主）

- (1) ①新型コロナウイルス感染症対策中小企業者応援給付金の対象事業主のすべての要件に該当していること
- (2) 市内の事務所または事業所を賃借または所有していること。

◎交付額 市内の事務所または事業所を賃借している中小企業者 10万円

市内の事務所または事業所を所有している中小企業者 5万円

※1事業主あたり1回まで

◎申請方法 裏面に記載

◎申請受付期間 令和2年5月9日～9月30日まで

【申請・問い合わせ先】

島田市産業観光部商工課商工政策係

〒427-8501 島田市中央町1-1（本庁舎2階）

電話：0547-36-7146 FAX：0547-37-8200

申請方法

以下の資料を準備の上、市役所商工課へ提出

- (1) 申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 経営状況確認書（様式第2号）
- (3) 売上高の確認書類又は税理士（会計士）による確認のいずれか

※以下、家賃応援給付金の場合

- (4) （賃借の場合）賃貸借契約書の写し
- (5) （所有の場合）名寄帳や登記事項証明書など、所有者の確認できる書類

※中小企業者（小規模企業者）応援給付金の交付確定を受けた方は、交付決定通知兼交付確定通知書の写しを提出することで(2)(3)の提出を省略できます。

給付金 Q & A

Q1

「中小企業者」とは？

以下の表に当てはまる方になります。

業種分類	中小企業法の定義
製造業 その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

Q2

他の補助金や給付金と併用はできるの？

併用可能です。

Q3

申し込みから給付まではどのくらいかかるの？

おおよそ1週間から10日程度のお時間をいただく予定です。

Q4

売上減少率の小数点以下の取り扱い？

小数点以下を切り捨て、50%以上となっていることが条件となります。

Q5

前年同月等の「等」って？

創業後1年経たない場合や売上高が月によって大きく変動する場合など前年同月との比較が難しい場合は3か月間以上の平均額で比較することができます。

Q6

税理士(会計士)の印は実印が必要なの？

税理士(会計士)の印は実印である必要はありません。

その他、ご不明点等ございましたらお気軽に担当までご連絡ください。